

【用語】蚕種―蚕の卵 議定―合議して事を決定すること 冥加永  
―営業にかかる雑年貢 篆字―篆書の文字 不法―理屈に合わない、  
理不尽なこと 渡世―生業、職業 違乱―不服を言う、道理を乱す 世  
利売―競売、価格のせりあいを行い、最高値をつけた人に売ること 実  
意―誠実、まことの心 為筋―ためになる筋道、利益になる方法 専  
一―第一、随一であること 甲乙―高下、優劣 毛頭―すこしも、い  
ささかも

【解説】横浜開港から五年目の元治元年（一八六四）に蚕種輸出禁止令  
が解かれると輸出货量が急増し、佐位郡島村（佐波郡境町）では、わずか十  
数人にすぎなかった蚕種製造業者が元治二年には四三人、明治四年（一  
八七二）には一三二戸に増加した。こうした状況の下で幕府や諸藩の生  
糸・蚕種の流通統制が一層強化された。

この文書は、元治二年正月に蚕種冥加永上納の示達を受けた上野・  
武蔵両国の蚕種屋仲間が本庄宿（埼玉県本庄市）に集まり、裏印文字・せ  
り売禁止・定例会合日等々について取り決めた議定書である。本文の  
後略部分では、前記の島村四三人と緑野郡藤岡町一九人・上大塚村一  
九人などを含め、上武両国の蚕種屋計二〇〇人が連名している。なお、  
幕府は慶応二年（一八六六）二月、武蔵・上野・相模・信濃の四カ国を  
対象に「諸国蚕種生産元方取締り仕法」を施行した。ついでこの制度  
を西国筋にも拡大し、同年四月には生糸蚕種改会所の設置並びに口糸  
徴収にかかる代官触を発した。さらに、慶応四年二月には前橋・平塚  
河岸・深谷宿・武州比企郡大塚村（埼玉県小川町）に生糸改会所を設立す  
る触を出すなど、幕府の流通統制策は矢つぎばやに施行された。また  
同四年四月十一日江戸に入城した東征大総督府も、翌閏四月には「旧  
幕先規のとおり、江戸呉服橋御門内の牧野駿河守屋敷に改会所を設置  
し生糸・蚕種改めを行い印税を取り立てる」旨の触を出し、新政府の  
財源確保にあてたのである。